

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2～5 (略) (給料表等異動における号給の決定等の特例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に平成 22 年 4 月 1 日付け附則第 5 項の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもの(第 7 項及び第 8 項において「旧特例対象者」という。)の当該決定の日の前日に受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第 11 条第 2 項及び第 26 条第 4 項(第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 11 条第 2 項及び第 26 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 6 項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>7 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。</p> <p>8 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>・給料表の適用を異にする異動等の調整措置(所謂現給保障)を令和 4 年 3 月 31 日時点で受けている者のうち、4 月 1 日以降に同措置の廃止の対象となる者については、現給保障が解消されるまで措置を継続するための改正</p>

人事関係規程の改正について（第42～第48号議案）

分類	改正する規程	改正の趣旨	改正の概要	施行期日		
勤務	契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則 【第42号議案】	別紙1	契約職員に係る雇用条件通知書の様式を規定する	有期雇用契約職員及び無期雇用契約職員に係る雇用条件通知書の様式を規定する	令和4年4月1日	
			非常勤職員に係る雇用条件通知書の様式番号の表記の訂正等を行う			有期雇用非常勤職員に係る雇用条件通知書の様式番号の表記を訂正する
						無期雇用非常勤職員に係る雇用条件通知書について、様式番号の標記を訂正するとともに、契約期間の記載を「無」と改める
勤務	職員の育児休業等に関する規程 【第43号議案】	別紙2-1 2-2 2-3	育児休業の取得要件を緩和する	育児・介護休業法等の一部改正に伴い、契約職員及び非常勤職員に係る育児休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上あること」という要件を廃止する	令和4年4月1日	
	職員の介護休業等に関する規程 【第44号議案】		介護休業の取得要件の緩和する	育児・介護休業法等の一部改正に伴い、非常勤職員に係る介護休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上あること」という要件を廃止する		
給与	職員退職手当支給規程 【第45号議案】	別紙3	管理職手当に関する規程の改正に伴う改正	職員の管理職手当に関する規程において、こども医療センター及びがんセンターの医療職給料表(3)を適用する副院長に係る職の区分を「2種」に位置付けたことから、他の職との権衡を保つため、当該職について「職員の区分」を第4号区分から第3号区分に位置付ける	令和4年4月1日	
	職員の旅費に関する規程 【第46号議案】	別紙4	赴任旅費の支給対象を拡大する	赴任旅費について、県内旅行の地域に住所等がある新採用職員についても支給する	令和4年4月1日	
			移転料の支給対象を規定する	赴任に伴う移転料及び扶養家族移転料については、従前どおり新採用職員を支給対象とせず、理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続いて採用された職員及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限って支給する旨を規定する		
	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程 【第47号議案】	別紙5-1 5-2	昇格時号給対応表の改正	令和4年4月1日付けで給料表が改正されることに伴い、県において昇格時号給対応表が改正されることを踏まえ、医療職給料表(1)を除いた令和4年4月1日以降の給料表に対応する昇格時号給対応表に改正する	令和4年4月1日	
職員の給与に関する規程 【第48号議案】	別紙6	給料表の適用を異にする異動等の現給保障の廃止に伴う経過措置	給料表の適用を異にする異動等に伴う現給保障の廃止(令和4年2月理事会第33号議案により議決済)に伴い、この改正の施行日(令和4年4月1日)の前日の時点で現給保障を受けている職員で、同施行日に現給保障の廃止の対象とされている職員については、給料表異動、昇格、昇給、退職等により、現給保障が解消されるまで、現給保障を継続する措置を講ずる	令和4年4月1日		

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

契約職員に係る雇用条件通知書の様式を規定し、非常勤職員に係る雇用条件通知書の様式番号の表記を訂正することから、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則について所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 有期雇用契約職員及び無期雇用契約職員に係る雇用条件通知書の様式を規定する。
- (2) 有期雇用非常勤職員に係る雇用条件通知書の様式番号の表記を訂正する。
- (3) 無期雇用非常勤職員に係る雇用条件通知書について、様式番号の表記を訂正するとともに、契約期間の記載を「無」と改める。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 58 号、令和 3 年 6 月 9 日公布）の施行に伴い、次の規程について所要の改正を行う。

- (1) 職員の育児休業等に関する規程
- (2) 職員の介護休業等に関する規程

2 改正の概要

- (1) 職員の育児休業等に関する規程

契約職員及び非常勤職員に係る育児休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が 1 年以上あること」という要件を廃止する。

- (2) 職員の介護休業等に関する規程

非常勤職員に係る介護休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が 1 年以上あること」という要件を廃止する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

育児・介護休業法の改正に伴う対応について

1 改正法施行の経緯

出産及び育児等による労働者の離職防止及び仕事と育児等の両立を図る観点から、令和 3 年 6 月 9 日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 58 号）」が公布され、いわゆる育児・介護休業法について、雇用環境整備、個別周知及び意向確認の措置の義務化並びに産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設等といった改正内容が示された。

2 育児・介護休業法の改正概要

法改正の概要は次のとおり。今回は、本年度内に対応が必要となる(1)～(3)の項目について機構の対応を示すこととし、(4)以降の項目については、機構における今後の労使交渉の経過や、神奈川県の新制度への対応を踏まえ、次年度以降整理することとしたい。

項番	項目	施行日	
(1)	育児休業を取得しやすい雇用環境の整備	令和 4 年 4 月 1 日	年度内に対応が必要となる項目
(2)	本人または配偶者の妊娠、出産の申し出をした職員に対する個別の周知及び意向確認の措置	令和 4 年 4 月 1 日	
(3)	有期雇用労働者の育児休業及び介護休業取得要件の緩和	令和 4 年 4 月 1 日	
(4)	産後パパ育休（出生時育児休業）の創設	令和 4 年 10 月 1 日	次年度以降対応が必要となる項目
(5)	育児休業の分割取得	令和 4 年 10 月 1 日	
(6)	育児休業取得状況の公表の義務化	令和 5 年 4 月 1 日	

(1) 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（令和 4 年 4 月 1 日施行）

○ 概要

育児休業と産後パパ育休（項目(4)、令和 4 年 10 月 1 日施行）の申し出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- ア 育児休業及び産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業、産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ウ 職員の育児休業及び産後パパ育休取得事例の収集及び提供
- エ 職員への育児休業及び産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

※ 産後パパ育休については、令和 4 年 10 月 1 日から対象

○ 機構の対応

「ア 育児休業及び産後パパ育休に関する研修の実施」により対応する。

機構で実施している各種研修において、育児休業及び産後パパ育休に関する項目を取り扱うこととする。特に、管理監督者向けの研修においては必須項目とし、セクションの職員から制度の活用について申し出があった際、適切に対応できるように周知徹底していく。

(2) 本人または配偶者の妊娠、出産の申し出をした職員に対する個別の周知及び意向確認の措置（令和4年4月1日施行）

○ 概要

本人または配偶者の妊娠、出産の申し出をした職員に対して、事業主は育児休業等に関する次の事項の周知と休業の取得意向の確認を個別に実施しなければならない。

【周知事項】

- ア 育児休業及び産後パパ育休に関する制度
- イ 育児休業及び産後パパ育休の申し出先
- ウ 育児休業給付に関すること
- エ 職員が育児休業及び産後パパ育休期間に負担すべき社会保険料の取扱い

【個別周知及び意向確認の方法】

- ア 面談（オンライン面談も可能）
- イ 書面交付
- ウ FAX
- エ 電子メール等 のいずれか（ウ、エは職員が希望した場合のみ）

※ 産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象

○ 機構の対応

「ア 面談」及び「イ 書面交付」の併用によって対応していく。

職員の妊娠、出産の申し出先は各セクション長とする。申し出を受けたセクション長は、原則、当該職員との面談の場を設けて、上述の周知事項を記載した書面（別紙参照）を職員に交付し、各種制度の周知を行う。

(3) 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）

○ 概要

契約職員及び非常勤職員に係る育児休業及び介護休業の取得要件について、次のとおり緩和する。

【現行】

- ア 引き続き雇用された期間が1年以上であること
- イ 1歳6箇月までの間に契約が満了することが明らかでないこと

【令和4年4月1日以降】

- アの要件を廃止し、イの要件のみとする

○ 機構の対応

「職員の育児休業等に関する規程」及び「職員の介護休業等に関する規程」について、令和4年4月1日付けで別添新旧対照表のとおり所要の改正を行う。

(4) 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日施行）

○ 概要

産後休業をしていない職員が、出生直後の子を養育するために取得する育児休業について、令和4年10月1日以降、申出期限が休業の1箇月から2週間前までに緩和され、取得回数についても2回に分割して取得することが可能となる。

また、労使協定の締結により、休業中の就業が可能となる。

	新制度（R4.10.1～）	現行制度（～R4.9.30）
制度名称	産後パパ育休（出生時育児休業）	（いわゆるパパ育休）
対象期間	子の出生後8週間以内	
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則休業の1箇月前まで
分割取得	2回に分割可能（初めにまとめて申し出ることが必要）	不可
休業中の就業	労使協定の締結により可能となる	就業不可

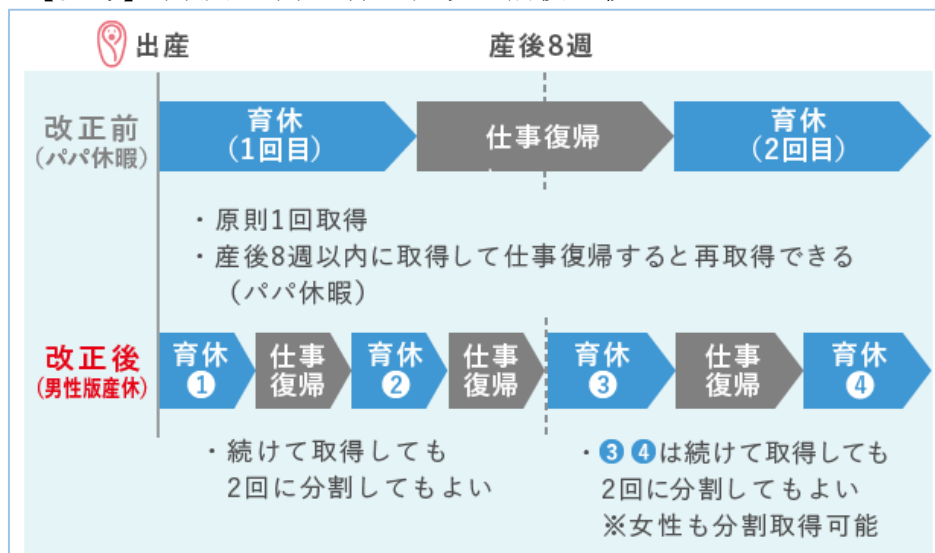
(5) 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）

○ 概要

育児休業の取得回数について、これまで原則1回であったものが、令和4年10月1日以降、2回に分割して取得することが可能となる。

	新育休制度（R4.10.1～）	現行育休制度（～R4.9.30）
対象期間	子が3歳（契約職員及び非常勤職員は1歳2箇月）	
申出期限	原則1箇月前まで	
分割取得	2回に分割可能（取得の際にそれぞれ申し出）	原則1回
休業中の就業	原則就業不可	

【参考】(4)及び(5)に係る法改正前後比較



(6) 育児休業取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日施行）

○ 概要

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられる。

3 今後のスケジュール

令和4年3月14日 トップマネジメント会議（改正法概要及び規程改正説明）

令和4年3月22日 理事会（規程改正議決）

令和4年4月1日 改正規程施行

令和4年4～8月 10月施行の法改正に対応するための制度設計及び労使交渉

令和4年9月 所要の規程改正

令和4年10月1日 改正規程施行

個別周知・意向確認書記載例 (令和4年4月から令和4年9月まで)

仕事と育児の両立を進めよう！

1 育児休業制度の概要

対象者	① 期間の定めのない職員、任期付研究員、任期付職員及び再雇用職員等のうち、当該職員の3歳に満たない子を養育する者 ② 契約職員及び非常勤職員のうち、子が1歳6箇月になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者
期間	① 当該職員の子が3歳に達する日まで ② 当該職員の子が1歳に達する日まで
申出期限	原則休業の1箇月前までに、所属の総務課（総務企画課）に申し出てください。
回数	原則1回 (ただし、産後休業をしていない職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の請求に数えないものとします。)

2 育児休業時の給付支給及び社会保険料の免除

○ 育児休業給付

育児休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67% (180日経過後は50%) の育児休業給付を受けることができます。

○ 育児休業期間中の社会保険料の免除

その月の末日が育児休業期間中である場合、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

3 妊娠、出産及び育児休業等に関する不利益な取扱い及びハラスメントの禁止

当機構では、育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠、出産及び育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

育児休業取得の意向について、次の項目に記入し、この用紙のコピーを 年 月 日までに、総務課（総務企画課）へ提出してください。

該当するものに○	育児休業取得の意向
	育児休業を取得する。
	取得する意向はない。
	検討中

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所属
氏名

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程の一部改正について

1 改正の趣旨

職員の管理職手当に関する規程の改正に伴い、職員退職手当支給規程について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

職員の管理職手当に関する規程において、こども医療センター及びがんセンターの医療職給料表(3)を適用する副院長に係る職の区分を「2種」に位置付けたことから、他の職との権衡を保つため、当該職について「職員の区分」を第4号区分から第3号区分に位置付ける。

併せて、一部条文の文言修正を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日施行

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、職員の旅費に関する規程について所要の改正を行う。

2 改正の概要

赴任旅費について、県内旅行の地域に住所等がある新採用職員についても支給することとする。

赴任に伴う移転料及び扶養家族移転料については、従前のおり新採用職員を支給対象とせず、理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続いて採用された職員及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限って支給する旨を規定する。

また、併せて文言の表記の修正等の改正を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 4 年 4 月 1 日付けで給料表が改正されることに伴い神奈川県での制度改正を踏まえ、昇格時号給対応表について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

医療職給料表(1)を除いた令和 4 年 4 月 1 日以降の給料表に対応する昇格時号給対応表に改正する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日施行

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正の概要について

令和3年度神奈川県人事委員会勧告に基づき改正された給料表に基づき改正となる神奈川県の昇格時号給対応表と、機構の現行の昇格時号給対応表を比較したところ影響は以下のとおり。

事務職等給料表(1)

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	30 ~ 93	△1~4
3	改正なし	
4	改正なし	
5	79 ~ 80	△1
	82 ~ 82	△1
	84 ~ 105	プラス1~2
6	72 ~ 101	△1~15
7	52 ~ 52	△1
	55 ~ 56	△1
	58 ~ 93	△1~7
8	47 ~ 47	△1
	51 ~ 52	△1
	55 ~ 57	△1
	59 ~ 65	△1~3
9	33 ~ 33	△1
	37 ~ 38	△1
	41 ~ 43	△1
	45 ~ 45	△1

事務職等給料表(2)

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	改正なし	
3	改正なし	
4	125 ~ 133	△1
5	51 ~ 51	△1
	53 ~ 64	△1~2
	66 ~ 66	△1
	84 ~ 87	△1
	90 ~ 94	△1
	96 ~ 101	△1

技術研究職給料表

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	46 ~ 55	△1~2
	59 ~ 59	△1
	61 ~ 121	△1~4
3	115 ~ 115	△1
	119 ~ 120	△1
4	改正なし	
5	74 ~ 81	△1~2
6	51 ~ 51	△1
	53 ~ 61	△1~4

医療職給料表(1)

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	改正なし	
3	改正なし	
4	改正なし	
5	改正なし	

医療職給料表(2)

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	改正なし	
3	改正なし	
4	改正なし	
5	85 ~ 97	△1~2
6	48 ~ 50	△1
	52 ~ 77	△1~4

医療職給料表(3)

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	102 ~ 108	△1~2
	110 ~ 112	△1
	115 ~ 116	△1
	120 ~ 120	△1
3	改正なし	
4	改正なし	
5	改正なし	
6	76 ~ 78	△1
	81 ~ 84	△1
	86 ~ 100	△1~2
7	53 ~ 77	△1~6

福祉職給料表

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	改正なし	
3	125 ~ 128	△1
4	改正なし	
5	80 ~ 109	△1~15
6	52 ~ 52	△1
	55 ~ 56	△1
	58 ~ 89	△1~6

技能職給料表

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
2	改正なし	
3	79 ~ 79	△1
	81 ~ 91	△1
	93 ~ 94	△1
	97 ~ 97	△1
	105 ~ 105	△1
	109 ~ 110	△1
	113 ~ 115	△1
	117 ~ 121	△1
	124 ~ 127	△1
	131 ~ 133	△1

昇格 後級	影響のある前日 号給	影響範囲
4	125 ~ 133	△1
5	51 ~ 51	△1
	53 ~ 64	△1~2
	66 ~ 66	△1
	84 ~ 87	△1
	90 ~ 94	△1
	96 ~ 101	△1

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、給料表の適用を異にする異動等の現給保障の廃止に伴う経過措置について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

給料表の適用を異にする異動等に伴う現給保障の廃止（令和4年2月理事会第33号議案により議決済み）に伴い、この改正の施行日（令和4年4月1日）の前日の時点で現給保障を受けている職員で、同施行日に現給保障の廃止の対象とされる職員については、給料表異動、昇格、昇給、退職等により、現給保障が解消されるまで、現給保障を継続する措置を講じる。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日施行